

佐賀県告示第 132 号

佐賀県文化財保護条例（昭和 51 年佐賀県条例第 22 号）第 37 条第 1 項の規定により、佐賀県登録文化財として次のとおり登録する。

令和 8 年 4 月 28 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

佐賀県登録文化財

登録番号	種別	名称	員数	所在地	保持者
登第 6 号 （無形文化財／工芸技術）	佐賀県登録文化財 （無形文化財／工芸技術）	西川登竹細工	—	武雄市西川登町 大字神六 28436 — 3 栗山商店	栗山商店
登第 7 号 （無形文化財／工芸技術）	佐賀県登録文化財 （無形文化財／工芸技術）	鹿島錦	—	鹿島市古枝乙 1686 祐徳稻荷神社	鹿島錦保存会